

回 覧

～産業課からのお願い～

古紙(紙類)の正しい分別にご協力をお願いします！

正しく分別することで古紙が資源に生まれ変わります。

古紙は種類によって再生される紙が異なります。また、禁忌品が混ざっていると、リサイクル工程で重大な障害が生じますので混ざらないようにしましょう。資源として有効に活用するには正しい分別が必要不可欠です。

※禁忌品につきましては裏面をご確認ください。

○主な紙の種類

家庭から発生する古紙は、主に新聞紙、雑誌・本類、ダンボール、紙パック、雑紙類の5種類です。以下のような点に注意して分別してください。

新 聞 紙・・・チラシなどは取り除いてください。

雑誌・本類・・・付録のCDやシール、化粧品サンプルなどは取り除いてください。

段 ボ ール・・・波状に加工した紙を表裏の紙で挟んであるものが段ボールです。

紙箱は雑紙になります。

紙 パ ッ ク・・・内側がアルミ箔のものはリサイクルできませんので、燃やせるごみで出してください。

雑 紙 類・・・上記の区分に入らないリサイクル可能な紙類が対象です。

(チラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱(ティッシュ・お菓子の箱)、封筒、ノート、カレンダーなど)

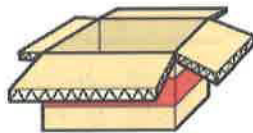
○主なリサイクル製品例



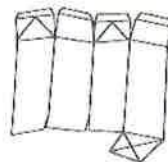
新聞紙



雑誌



段ボール



紙パック



雑紙

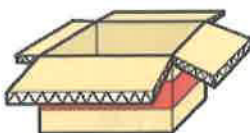


新聞紙

コピー用紙



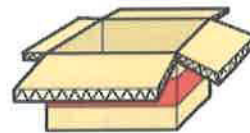
菓子箱、書籍



段ボール



トイレトペーパー



段ボール

○禁忌品例(製紙原料にならないもの)

禁忌品が混ざっていると、生産工程で機械のトラブルや不良品の原因になりますので、混ざらないようにしましょう。以下のものは、燃やせるごみで処分してください。

